

# 京都市地域企業の持続的発展の 推進に関する条例

京都市産業観光局商工部地域企業振興課課長補佐 阪田 裕明

## 1 条例制定に至った背景と経過

京都市では、千年を超えて都市の機能が継  
続してきた中で、国内外から人や物が集い、  
伝統と革新が融合しながら、伝統産業や先端  
産業を始め、幅広く様々な産業が創出され  
てきました。その中で、先義後利や不易流行と  
いった、利益の追求だけではなく、社会や地  
域に貢献するという確固たる理念、社訓を大  
事に、地域とつながりながら継承・発展して  
きた企業が多数存在しています。これらの企  
業の今に至る継続的な営みが、本市の経済を  
支えるとともに、地域コミュニティの活性化、  
市民の暮らしや文化の継承を支えてきました。

一方で、現在、特に市内企業の99・7%を  
占める中小企業は、担い手不足、後継者不在、  
競争環境の激化等、大きな課題に直面してい  
ます。この事態が進行すれば、本市経済の基  
盤が揺るがされるだけでなく、各地域が継承  
してきた文化の衰退も危惧されます。

そこで、本市では、これら中小企業の共通  
課題の解決に向けて、業種横断的に議論し、  
企業間連携による新たなビジネスモデルの創  
出と実効性ある振興策の検討を目的として、  
「京都市中小企業未来力会議」（現「京都市地  
域企業未来力会議」。以下「未来力会議」と  
いう。）を平成28年度に創設しました。

未来力会議では、中小企業の意欲ある若手・

中堅経営者を核とし、経済団体や金融機関の  
代表者の方にも顧問として参画いただき、毎  
回100名以上の参加者に、主体的かつ建設  
的に議論を行っていただいています。その結  
果、これまでに、企業間連携によるビジネス  
アイデアが40件以上提案されました。これら  
のビジネスアイデアの具体化に向けては、本  
市の委託するビジネスコーディネーターが助  
言を行う個別相談会の開催等によって支援し  
てきました。

実効性ある振興策については、未来力会議  
で出された意見を本市が積極的に取り入れ、  
平成29・30年度で合計18の中小企業振興策を  
予算化しました。

京都市は「京都市地域企業の持続的発展の  
推進に関する条例」を制定し、施行した（条  
例第46号として平成31年3月28日公布、  
同年4月1日施行）。

企業の規模にかかわらず、市内に本店又は  
主たる事業所を有し、地域に根ざして活動す  
る事業者を「地域企業」として定義。市・事  
業者の責務、市民の役割等を定め、地域企業  
の持続的発展を総合的に推進するとしている。  
企業規模を基準とせず、地域とのつなが  
りを要件とした条例としては全国初。

地域企業未来力会議の様子



この未来力会議の最大の特徴は、参加者が業種の枠を越えて連携し、自ら検討、提案、行動することです。これは、ビジネスアイデアの具体化に向けたものだけではなく、中小企業に共通する課題の解決に向けても同様です。こういった参加者の主体的な取組の中から、京都市の中小企業の本質は、地域と共に発展する「地域企業」であるという提案が生まれ、延べ1164名の参加者の皆さんによる熱心な議論の積み重ねによって、「京都・

地域企業宣言」として取りまとめられ、昨年9月10日に発表されました。

「私たちは、規模を基準とする中小企業ではなく、人と自然と地域を大切に、地域に根ざし、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する「地域企業」である。その自覚と誇りを胸に、京都から日本、世界、そして未来を見据え活動していくことをここに宣言する。」  
地域企業宣言の一節です。

この宣言には、地域企業が、経済の発展はもとより、地域の文化、安心安全、そして未来を創造し、持続可能な社会のモデルを作っていくという力強い思いが込められています。国連が持続可能な開発目標として定めたSDGsにも合致するものです。

地域企業宣言の理念に本市も賛同し、地域企業の持続的発展を支えることで、ひいては、地域の持続的発展につなげていくため、昨年12月、企業の規模ではなく地域とのつながりに着目した「京都市地域企業の持続的発展に関する条例（骨子案）」を公表し、約1か月間のパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、地域企業の考え方や骨子案の内容に対する賛同の声を始めとした460件の意見を頂戴しました。その内容も踏まえ、本市として更に検討を深めた結果、地域企業の持続的発展に向けては、地域

企業が主役であり、その主体的な取組が大事であることから、骨子案では「地域企業の役割」と規定していたところを一步進めて、「地域企業の責務」として規定し、地域企業の持続的発展をより後押しする思いを込めて、「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」としてまとめました。本条例は、平成31年2月市会に提案し、3月20日に全会一致で可決いただき、4月1日に施行しました。

## 2 条例内容・設計の解説

### (1) 前文

未来力会議において発表された地域企業宣言の実践が、豊かで活力に満ちた地域社会を将来にわたって維持するために必要であることを記載した上で、本市として、地域企業の持続的発展を推進することにより、地域企業宣言の実践を支え、もって、平和で持続可能な社会の実現に寄与することを旨とする旨を示しました。

### (2) 目的

地域企業の持続的発展を推進するため、その基本理念、地域企業の責務、本市の責務、市民の役割等を定め、本市の施策推進とともに、市民ぐるみ・地域ぐるみで、地域企業の持続的発展を支えることを目的としています。

### (3) 地域企業の定義

「規模を基準とする中小企業ではなく、人と自然を大切に、地域に根ざし、地域と繋がりと自然と共に継承・発展する「地域企業」である。」とうたわれた地域企業宣言の趣旨に鑑み、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者を地域企業と定義しました。

### (4) 基本理念

三つの基本理念を掲げました。  
一つ目は、「事業を通じて地域とともに発

展すること」です。地域企業の持続的発展のため、地域企業が各事業を通じて、経済的発展はもとより、文化の継承、安心安全への貢献、地域コミュニティの活性化等にも貢献される。社業と地域の発展を両立させることは、地域企業の根幹となるものです。

二つ目は、「自助努力及び地域企業連携の推進」です。地域企業の持続的発展は、自助努力に加え、互いに連携することで推進されます。京都市には、伝統産業から先端産業まで多様な産業があり、更には38の大学がありま

## 京都・地域企業宣言

企業には理念が必要である。悠久の歴史の中で、多くの企業が生まれ、発展してきた京都では、理念が社是、社訓として重んじられ、私たちの礎となっている。

私たちは、規模を基準とする中小企業ではなく、人と自然と地域を大切に、地域に根ざし、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する「地域企業」である。その自覚と誇りを胸に、京都から日本、世界、そして未来を見据え活動していくことをここに宣言する。

国内外から人や物が集い、伝統と革新が融合しながら新たな文化を創造し、千年を超えて都市の機能が継続してきた京都。私たちの先人は、経済的価値と共に文化的価値を大切に、衣・食・住をはじめとする生活文化、地域が受け継いできた祭祀などに彩られる市民の暮らしを支えてきた。そして、伝統産業から先端産業、農林業、観光や情報をはじめとするサービス業などあらゆる産業やその担い手を育み、社寺や学術・研究機関との協働によって数々のイノベーションを生み出してきた。

今、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化、競争環境の激化といった、数々の困難や時代の転換点に直面している。

今こそ次の千年に向けた出発点であり、共に社業の発展を通じて地域に貢献し、しなやかな強さで京都の未来を切り拓く力、すなわち「未来力」を発揮するときである。

先人の理念である“先義後利”や“不易流行”をはじめ、京都に育まれてきた精神文化を大切に、あらゆる連携によって地域を支え、京都を拠点に日本の活力源となり、共生社会の担い手として、世界の人々の笑顔あふれる未来を創造していくことを誓う。

わたしたち地域企業は、

- 一、自助努力や各企業の連携・融合により社業の持続的発展を追求する。
- 一、生活文化の継承、安心安全、地域コミュニティの活性化に貢献する。
- 一、働きがいや社会に貢献する喜びを大切に、若者をはじめ多様な担い手の活躍を支援する。
- 一、受け継いできた文化や知恵、技術を学び、新たな価値の創造に挑戦する。
- 一、森や水の恵みを活かし、暮らしを支える豊かな自然環境の保全に寄与する。

平成30年9月10日

京都市中小企業未来力会議

す。あらゆる連携を推進することで地域企業の持続的発展につなげる思いを込めました。

三つ目は、「事業活動の多様な担い手の活躍」です。地域企業の持続的発展のためには、社会に貢献する喜びや働きがいを実感できる環境づくりが重要です。本市が実施した景況調査において、担い手育成を経営上の不安要素として挙げられる企業が最も多く、更には地域企業を取り巻く喫緊のかつ最大の課題が担い手不足です。跡継ぎがなく店を畳む。培ってきた技術が継承されない。そのような課題の解決に向けて、多様な担い手の活躍の機会の確保を基本理念として掲げました。

これらは、宣言に掲げられた内容と軌を一にするものです。

### (5) 地域企業の責務

自らが地域社会の一員であることを改めて自覚し、事業活動を通じて、製品やサービスといった経済的価値や、文化の継承やイノベーションの創出といった社会的価値を生み出すことにより、本市及び市民と共に豊かで活力に満ちた地域社会の形成に努めることを責務として規定しています。

### (6) 本市の責務

地域企業の持続的発展を推進する施策を策

定し、実施すること。施策の策定、実施に当たっては、地域企業の実態把握及びその意見を適切に反映するよう努めなければならないことを責務として規定しています。

### (7) 市民の役割

地域企業への理解を深めていただき、例えば、地域企業の製品購入やサービスの利用等を通じて、地域企業の持続的発展に積極的な役割を果たしていただくことを役割として規定しました。

### (8) 基本的施策

本市の基本的施策として、地域企業に関する「広報、啓発及び顕彰」、経営相談の実施等「経営の支援に関する施策」、「事業の担い手の育成及び確保に関する施策」、「受注の機会の拡大その他市場における公正な取引の推進に関する施策」、「地域における社会的活動の推進に関する施策」の五つを規定しています。

### (9) 創造的活動の支援

さらに、本条例の特徴として、これまでの未来力会議等の実績を踏まえ、企業間連携、大学、文化芸術に関する活動を行う者との連携、交流の促進を図ることを、地域企業による創造的活動への支援として規定しました。

## 3 条例を基にした取組

本条例に基づき、今年度、「地域企業応援プロジェクト」を新たにスタートさせました。

これは、①「創業・イノベーション拠点創生事業」②「ベンチャー型事業承継支援事業」③「京もの担い手育成事業」、④「地域企業未来力創出コーディネート事業」、⑤「地域企業顕彰制度の創設」、⑥「地域企業レジリエンス構築支援事業」、⑦「地域企業・担い手交流促進事業」の七つの事業から成る地域企業振興策です。

ここでは、未来力会議の機能強化等を図る「地域企業未来力創出コーディネート事業」及び「地域企業顕彰制度の創設」に関して、その概要を紹介します。

### (1) 地域企業未来力創出コーディネート事業

まず、「地域企業未来力創出コーディネート事業」についてです。本事業は、これまで実施してきた未来力会議に加え、新たに、「京都・地域企業応援会」(以下「応援会」という。)を実施するものです。

応援会は、地域企業の新たな事業の立ち上げをサポートするため、本市が委託する幅広い知見を持ったビジネスコーディネーター

が、ビジネスアイデアの具体化に向け、きめ細かな助言、さらには、地域企業間のマッチング支援等の個別相談に応じるものです。今年度は月1〜2回の頻度で定期的に開催します。これまでは、未来力会議参加者に限り、未来力会議において、または、個別相談会によってアイデアの具体化に向けてサポートしてきましたが、今回の条例制定を契機に、未来力会議の参加如何にかかわらず、広く本市に本店又は主たる事務所を有する地域企業を対象に、事業化を進めたいアイデアをお持ちであれば、どなたでも相談できる場としていきます。

6月から事業を開始し、現在は、1開催日当たり、先着8事業者までの定員で実施しています。初めて開催した6月21日の応援会では、全ての枠が埋まりました。今後も、本事業の周知広報に努め、様々な地域企業の応援の場として定期的に開催し、地域企業のアイデアの具体化に向けて継続的に支援してまいります。また、応援会では、ビジネスアイデアの相談だけでなく、担い手不足や事業承継等、地域企業が直面する共通課題の解決に向けた学習会や、地域企業の交流・連携の場となる交流会の開催も検討しているところです。

### (2) 地域企業顕彰制度の創設

次に、「地域企業顕彰制度の創設」についてです。本事業は、条例に掲げる地域企業の理念の共有及び地域企業としての実践を広めていくため、今年度新たに実施します。

具体的には「京都市輝く地域企業表彰」として、地域に長年親しまれている事業者を始め、安心安全への貢献、文化の継承、自然環境の保全等、地域に根ざして企業活動に取り組まれている事業者を表彰し、様々な地域企業のモデルを事業者や市民、地域の皆様に発信します。募集に関しては、次のとおり四つの要件を定めました。

①「本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者であること」。これは、本条例の地域企業の定義です。②「創業又は法人設立後、本市の区域内における事業を開始してから10年以上経過していること」。③「応募する活動等について、5年以上継続していること。また、今後も継続する予定であること」。これらは、地域に根ざし、地域とともに継承・発展する地域企業の観点から、事業の継続性及び活動等の継続性の基準として設けました。④「地域企業宣言」の趣旨に賛同し、「地域企業宣言」または、地域企業としての自社の理念及び活動について発信すること」。これは、地域企業宣言又は地域企業としての取組が、事業者の皆さんから広がっ

ていくよう設けました。これらの要件に該当する事業者を対象として、自薦・他薦を問わず応募いただけることとしています。

事業や活動が他のモデルとなる事業者を「地域企業輝き賞」として、更に独自性、社会性、継続性、発展性等について特に顕著な事業や活動であると認められる事業者を「地域企業輝き特別賞」として表彰します。外部有識者の意見聴取の上、被表彰者を決定します。今年度の募集期間は6月27日から9月13日までとし、12月頃に表彰式典と合わせて被表彰企業の交流会等を開催する計画です。なお、被表彰者数については、特段の設定をしていません。多くの地域企業にスポットが当たることで、地域企業の理念や活動が広く浸透し、市民ぐるみ・地域ぐるみで地域企業を応援していきたいと考えています。

#### 4 課題と今後の展望

本条例は、企業の規模を基準とした条例ではなく、企業と地域とのつながりに着目し、「地域企業」という理念を打ち出した全国初の条例となりました。したがって、地域とつながり、地域と共に継承・発展する「地域企業」の理念を広く浸透させ、「地域企業」としての実践を広めること、また、市民ぐるみで「地域企業」の取組を支えることが重要だ

と考えています。

本市では、この4月から、これまでの中小企業振興課の名称を地域企業振興課に改めました。また、今年度は、京都経済百年の計として、産業支援機関等が一堂に集う「京都経済センター」がオープンしました。あらゆる知恵が融合して新たな価値を生み出す場である「オープンイノベーションカフェ」(愛称KOIN (Kyoto Open Innovation Network))の創設など、多彩な機能によって、支援環境も一層充実しています。

引き続き、産業支援機関や金融機関等としっかりと連携しながら、「地域企業応援プロジェクト」を始めとする施策を着実に推進するとともに、地域企業の皆さんの声を聴きしながら、実効性ある振興策を策定、実施してまいります。そのことよって、条例に掲げるとおり、「地域企業の持続的発展を推進することにより、地域企業による「京都・地域企業宣言」の実践を支え、もって、平和で持続可能な社会の実現に寄与する」ことを目指してまいります。